七百三十一	1	磁気加振式温熱治療器	T〇六〇一―一	磁気、振動及び温熱により患者の体を加温すること。
七百三十二	1	鼓膜按摩器	T〇六〇一―一	空気を振動させ、鼓膜の振動に用いること。
七百三十三	1	硝子体切除ユニット	T〇六〇一―一	眼科手術時に硝子体等の眼組織の切除に用いること。
七百三十四	1	自動経皮椎間板切除システム	T〇六〇一―一	椎間板内の髄核の切除又は吸引に用いること。
七百三十五	1	止血ナイフ	T〇六〇一―一	外科手術時に切開及び止血に用いること。
七百三十六	1	歯科多目的治療用モータ	T〇六〇一―一	電気駆動により、歯、義歯、人工歯冠等を切削又は研磨するために歯科用バー、リーマ等に回転、振動等の動作を伝達し、及び根管の長さを測定すること。
七百三十七	1	電気式歯髄診断器	T〇六〇一―一	歯髄の疼痛反応の評価に用いること。
七百三十八	1	光学式う蝕検出装置	T〇六〇一―一	光学的にう蝕を検出すること。
七百三十九	1	電気式う蝕検出装置	T〇六〇一―一	電気的にう蝕を検出すること。
七百四十	1	歯牙動揺測定器	T〇六〇一―一	歯に振動を加え、歯の動揺の程度を測定すること。
七百四十一	1	歯科用両側性筋電気刺激装置	T〇六〇一―一	電気刺激により、頭部若しくは頸部の疼痛緩和又は筋肉の弛緩に用いること。
七百四十二	1	歯科根管材料電気加熱注入器	T〇六〇一―一	歯科根管材料を加熱及び軟化させ、根管内に注入すること。
七百四十三	1	歯科用多目的超音波治療器	T五七五〇	超音波を利用して歯垢若しくは歯石の除去、歯の切削、歯の根管の拡大、洗浄若しくは清掃、異物等の除去、根管充填材料等の充填、歯科修復物の接着性の強化、歯周組織の切開若しくは切除、根管の長さの測定又は歯面の清掃に用いること（インプラント手術における骨の切削又は軟組織の剥離を行うものを除く。）。
七百四十四	1	歯科技工用色調改善向け金属表面処理材料	T〇九九三―一 T六〇〇一	歯科用金属表面の色調の改善に用いること。
七百四十五	1	電動式角膜バー	T〇九九三―一	眼球又は角膜の異物除去に用いること。
七百四十六	1	手動式整形外科用注入器	T〇九九三―一	手術部位への整形外科用セメント、人工骨等の注入に用いること（脊椎に使用するものを除く。）。
七百四十七	1	電動式整形外科用セメント除去器具	T〇六〇一―一	超音波を利用して整形外科用骨セメントの除去に用いること。
七百四十八	1	眼科手術用レーザーレンズ	T〇九九三―一	眼球又は眼窩の組織の凝固又は切断に用いること。
七百四十九	1	角膜知覚計	T〇九九三―一	角膜の知覚感度の測定に用いること。
七百五十	1	避妊用ペッサリー	T〇九九三―一	膣に挿入し、受精の防止又は骨盤内臓器の支持に用いること。
七百五十一	1	家庭用高周波治療器	C九三三五―一	肩又は腰の凝りの改善に用いること。一般家庭で使用すること。
七百五十二	1	電気睡眠導入器	C九三三五―一	精神的な緊張に伴う不眠症の緩解に用いること。一般家庭で使用すること。
七百五十三	1	耳鳴マスカ	T〇六〇一―一	耳鳴りによる不快感の軽減に用いること。
七百五十四	1	家庭用創傷パッド	T〇九九三―一	軽度の創部の保護、湿潤環境の維持又は治癒の促進に用いること（真皮を越える創傷に用いるものを除く。）。
七百五十五	1	膣洗浄器	T〇九九三―一	膣の洗浄に用いること。

○厚生労働省告示第九十八号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十三年度雇用施策実施方針の策定に関する指針を次のように定め、平成二十三年四月一日より適用する。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

平成二十三年度雇用施策実施方針の策定に関する指針

目次

第一　趣旨
第二　現下の経済及び雇用情勢とその課題
一　経済及び雇用情勢と今後の見通し
二　現下の厳しい雇用情勢における課題